

# 重 要

平成20年1月18日

会員各位

JU静岡オートオークション  
流通委員会

## 会員規定 一部変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成20年1月22日（火）オークション開催分より、会員規約の一部事項につきまして、下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。

会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。

今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

### 規約追加事項

#### 第6章 代金決済 第3条 罰則規定

3. 車両代金の支払延滞が2度発生した場合、JU静岡流通委員会及びクレーム委員会の裁定により、それ以後は取引制限（出品規制・搬出規制等）を課すものとする。

以上